

(書式 1 - 3 - 2 - 1)

遺留分減殺請求の対象財産を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、その有する預貯金の全てを、妻（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2条 遺言者は、前条の預貯金を除く遺言者の有する不動産を含む一切の財産の全てを、長男（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、遺留分の減殺は、前条により長男に相続させる財産からすべきものと定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

第3条は、民法第1034条但書の意思表示であるが、「相続させる」遺言も、減殺請求に関しては、遺贈と同順序と解される。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所